

市民税・県民税の申告

ID 1000868

【問】市民税課 ☎(28)8963

2月

3月

一宮会場▶本庁舎14階1401大会議室

2月16日(月)～3月16日(月)

2月16日(月)～26日(木)

3月2日(月)～11日(水)

尾西会場▶尾西庁舎6階大ホール

木曽川会場▶木曽川庁舎2階研修室C

※土・日曜日、祝日は休み。木曽川会場は西側駐車場をご利用ください。申告会場の開設期間中は、本庁舎市民税課・尾西庁舎窓口課・木曽川庁舎総務窓口課・出張所では、申告受付・作成指導・相談対応は行いません。

申告会場は完全予約制です 受け付け開始 2月2日(月)午前9時

ネット予約

ID 1037585 または下記の
二次元コードからアクセス



簡単!
便利!

電話予約

AI電話
自動応答サービス

050(1721)1906

24時間受け付け

申告予約についての相談は (85)7437

※午前9時～午後4時30分 土・日曜日、祝日を除く

※予約がない方は、原則入場不可

年末調整済み、または所得税の
確定申告を提出する方などは不要

▶ 市民税・県民税の申告が必要な方

令和8年1月1日現在、市内在住で次に該当する方

- 令和7年中に所得があった
- 給与を2カ所以上から受けた
- 給与のほかに、配当や不動産などの所得があった
- 医療費控除、寄附金税額控除などを受ける

※申告は国民健康保険税などの算定や所得非課税証明書等の交付の資料になりますので、前年中に
収入のなかった方も申告が必要です。

▶ パソコンなどで税額試算・申告書作成ができます ID 1027117

市民税・県民税の税額試算と申告書作成が、パソコンやスマホでできます。作成した申告書を
印刷して氏名などを記入すれば、郵送などで提出できます。

▶ 市民税・県民税の申告会場でも下記以外の簡易な所得税の確定申告を受け付けます

次の確定申告は、確定申告会場（9頁参照）をご利用ください。

- 令和8年1月2日以降に一宮市へ住所を変更した方の申告
- 相続等により取得した年金受給権に係る個人年金を含む申告
- 事業（営業・農業）・不動産・利子・総合譲渡所得の申告
- 土地・建物・株の譲渡所得等の分離課税の申告
- 国外に居住している方を扶養に追加する申告
- 住宅借入金等特別控除を受ける申告（初年度・連帯債務・年末調整をしていないもの）
- 令和6年分以前の申告
- 死亡した方の申告
- 青色申告
- 雑損控除・繰越損失の申告
- 外国税額控除の申告
- 為替差損益の申告
- 暗号資産（仮想通貨）の売却益の申告

確定申告(所得税・消費税・贈与税)

【問】一宮税務署 ☎(72)4331

2月

3月

2月16日(月)～3月16日(月)

会場▶尾西市民会館

※土・日曜日(3月1日を除く)、祝日は休み。

申告期間中は一宮税務署では作成指導・相談対応は行いません。

▶ 入場には「入場整理券」が必要です

入場には整理券が必要です。スマホなどからLINEで事前発行できます。当日会場でも配布します。

※当日配布は午後4時まで。配布状況によっては、後日来場をお願いする場合あり

入場整理券はLINEから、「国税庁LINE公式アカウント」を友達登録して取得してください。



▶ スマホとマイナンバーカードのご用意を!

税務署が開設する確定申告の相談会場では、スマホとマイナンバーカードを使用します。事前にマイナポータルアプリのインストールと、マイナンバーカードの暗証番号と有効期限をご確認ください。



申告時の主な持ち物(本人)

市民税・県民税、確定申告の会場で共通

- 筆記用具
- 令和7年中の所得を明らかにできる書類
◆電子データは不可
- 申告者名義の預金通帳など口座番号が分かる物
(所得税の還付金が発生する場合)
- 本人確認書類、マイナンバーが確認できる物
- 控除を受けるための証明書類
◆納付確認書、医療費控除の明細書(医療費通知・医療費の領収書は不可)ほか
- 「確定申告のお知らせ」と記載のあるハガキ
または通知書(受け取った方だけ)ほか

税理士による

無料税務相談

所得税(譲渡・山林所得を除く)と、個人事業者の消費税に係る相談が対象の無料相談です。

日 時

2月16日(月)～3月6日(金)

午前9時30分～正午・午後1時～4時
土・日曜日、祝日を除く

会 場

本庁舎14階1401大会議室

【問】一宮税務署 ☎(72)4331